

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

基本的考え方

糸満市教育委員会

今般の基本的対処方針の変更後においても、基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き徹底的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく必要があります。

屋内で活動する場合には
原則マスクの着用を推奨

但し、身体的距離が2
m以上確保でき、会話を
ほとんど行わない
場合は不要



但し、身体的距離が
十分確保できず、
会話を行う場合は
着用を推奨



屋外で活動する場合や登下校
では原則マスクの着用は不要

熱中症等の健康被害が発生す
るおそれがある場合には原則
マスクの着用は不要

体育の授業や運動部活動での
場面ではマスクの着用は不要

但し、十分な身体的距離が
確保できない状況で、呼吸
ができなくなるリスクや熱
中症のリスクがない場合
には着用を推奨



活動中以外の場面ではマスク
着用を含めた感染対策が必要
(更衣室や集団での移動時等)